

私たちのまちの生いたち

(その8)

初めての予算と税金(その1)

大正十(1921)年四月一日、野付牛町から分村し端野村が誕生し二級町村制を施行しました。

(二級町村制については裏面に記載のとおり)

五月十日に初の村会が開会され、新しい地方自治としての重要な案件を審議決定し、村政の第一歩を歩み始めました。

今回は、村づくりの根幹をなす「税と予算」について記してみます。

歳入(収入)のほとんどが村税

端野村で初めての予算は、裏面に記しましたが、歳入(収入)、と歳出(支出)共に29,939円でした。この内歳入をみますと、村民の皆さんからいただく「村税」は28,094円で、歳入全体の93・8%を占めています。

大正年代における端野村の予算総額に占める村税の割合は平均で69・6%となっており、近年における国の予算では予算総額に占める税の割合が約3割、合併以前の端野町における予算総額に占める町税の割合が15%前後からみますと、自立した

行政運営であったと言えます。

※当時の村税の税目は次のとおりでした。

(1) 国税及び地方税(道府県税)の納入者に、法律の定める範囲内において、村会の議決を得て「付加」して課税する税

○ 国税分として：・国税営業税割・国税所得税割・国税鉱山税割。

○ 地方税分として：・地方税営業税割・地方税雑種税割。

(2) 村独自で賦課できる税(法律の範囲内で村会の議決を得て賦課)

○ 特別税戸数割(現在の市民税に相当する税)。

○ 特別税段別割(現在の固定資産税に相当する税)。

歳出(支出)の5割以上が教育費

歳出を見ますと、端野村となった当時、村内には端野尋常高等小学校、緋牛内、川向尋常小学校、登位加(北登)、子牛(忠志)教授場が四校があり、この4校の運営費はわずかに国からの補助金があります(国庫下渡金として650円)基本的には設置者である端野村が負担することになっており、教育費総額が16,382円で、予算総額の54・7%と5割以上占めております。

このような制度は、昭和十六(1941)年四月一日から施行された「国民学校令」(6歳から満14歳までの8年間、保護者は児童を国民学校に通学させる義務を負う。また、この期間の学齢児童を労働力として使用してはならない、という規定とともに

に、これまでの尋常小学校を国民学校に改称する。これ等と共に国民学校の運営に関する経費は国が負担する、という規定)が施行されるまで、尋常小学校(高等科も含め)設置者の負担が続きました。そのため端野村では、運営費の一部に充てるため、高等科の生徒に対し授業料(大正十年から十五年度まで生徒一人月六十銭、但し、二人以上の場合二人目からは半額。昭和二年から十五年までは月五〇銭、二人目からは半額)を徴収しました。

役場費は三割

二級町村制にあつては、村長は北海道長官が任命し、助役は設置できなく、収入役は村会の承認を得て村長が任命でき、職員の内、書記以上の職員は支庁長の任命、書記以下職員は、村長が任命できました。また、村長と書記の給与(手当て、旅費等は村負担)は道庁が負担することになっていました。

分村当時の端野村役場の職員は、村長ほか収入役、書記二人、書記補四人、給仕二人の九人でした。

そのため、役場費の人員費は、村長、書記に二人分は道庁負担のため、端野村が負担しなすみました。(但し、一級町村制になると、村長の選任は村会の議決により選任でき、助役、収入役は村会の承認を得て村長が任命し、職員はすべて村長の任命になりました。しかし、村長等の人員費は村の負担となります)。

そのため、裏面に記載の分村時の予算の内役場費は、9,290円、予算全体に占める割合は31%で済みました。

端野村は、昭和四(1929)年四月一日に、一級町村に指定されましたので、それまでの間、村長と書記補の人員費は道庁の負担でした。

【町村制について】

北海道では、明治三十(1897)年五月、「北海道区制」と北海道一級・二級町村制の施行を公布し、同三十三(1900)年四月一日から「一級町村制」、同三十五(1902)年八月一日から「二級町村制」を施行しました。

二級町村制では、村(町)長は、北海道長官が任命し、助役制度はなく、職員の内「書記」以上の人事権は支庁長にあり、村(町)税の賦課をはじめ、職員の給与、その他主要な施策や条例の制定については、村(町)長が村(町)会に提案する以前に、支庁長の承認が必要であり、地方自治としての主権が制限されてきました。ただし、村(町)長や書記以上の給与等は道庁が負担していました。

一級町村になると、村(町)長は、それぞれの村(町)会において選挙により選任し、助役を置くことができ、これまで道庁や支庁長の承認が必要であった事項のうち、法律が規定する範囲内の事項の多くが、村(町)長の決断と村(町)会の承認により決する事ができるようになり、大幅に自治権が拡大されました。

端野村は、分村時は二級町村でしたが、分村後わずか8年後の、昭和四(1929)年四月一日から一級町村の指定を受けました。(近隣の村では、大正四(1915)年四月一日、野付牛村から分村した武華村は、同十(1921)年に町村制を施行し留辺蘂町と改称しましたが、一級町村の指定を受けたのは昭和十三(1938)年四月一日であり、置戸、訓子府、常呂村は、一級町村の指定を受けることなく、戦後の地方自治改革を迎えています。

田中 誠

■分村した大正10年度の予算

◆歳入	予算額
第1款 使用料及び手数料	661円
使用料 351円	
端野校高等科児童授業料 65人 1ヵ月50銭 10ヵ月分	
手数料 304円	
督促料 34円 戸籍手数料 150円 証明手数料 120円	
第2款 国庫下渡金	650円
義務教育費国庫下渡金	650円
第3款 国庫交付金	14円
国税380円×百分の3 (11円40銭)	
納税通知書分 3円	
第4款 地方交付金	115円
地方税2,895円×百分の4 (115円80銭)	
第5款 地方費補助	240円
教育費補助(教員俸給補助60円、教員住宅補助50円)	
衛生費補助(伝染病予防種痘トラホーム予防費補助120円)	
害虫駆除予防費補助(30円×3分の1 10円)	

第6款 雑収入	165円
行旅病人死亡人費用繰替弁償金 30円	
出兵旅費繰替弁償金 100円	
召集旅費繰替邊邊弁償金 10円	
滞納処分費収入 25円	

第7款 村税	28,094円
地価割 0円	
国税営業税割 本税120円(1円に付47銭) 56円	
国税所得税割 本税120円(1円に付14銭) 16円	
戸別割 賦課戸数632戸 本税1,611円60銭	
(1円に付8円50銭) 13,698円	
地方税営業税割 本税350円(1円に付1円50銭) 375円	
地方税雑種税割 本税1,001円	
(1円に付1円50銭) 1,500円	
特別税反別割 12,449円	

歳入合計 29,939円

◆歳出(一般会計)	
第1款 役場費	9,250円
給与費 3,270円 雑給 2,687円 庁費 3,293円	
第2款 会議費	592円
雑給 239円 需用費 343円	
第3款 土木費	120円
道路橋梁費 90円 治水費 30円	
第4款 教育費	16,382円
俸給 10,076円 雑給 2,507円	
需用費 3,133円	
第5款 衛生費	372円
種痘費 65円 伝染病予防 267円	
第6款 衛生費補助	20円
衛生組合補助 20円	
第7款 村医費	300円
村医報酬 300円	
第8款 勸業費	65円
害虫駆除予防費 30円 勸業奨励費 20円	
牛馬実査費 15円	
第9款 勸業補助金	270円
端野村農会補助金 270円	
第10款 在郷軍人会補助金	70円
在郷軍人会補助金 70円	

第11款 寄付金	86円
勸業寄付金(網走外3郡産牛馬畜産組合寄付金)56円	
教育寄付金(網走外3郡教育会寄付金)30円	
第12款 諸税	28円
諸税(山林原野地方税)28円	
第13款 救助費	10円
救助費(窮民救助)10円	
第14款 雑支出	1,033円
財産管理費 400円 墓地火葬場費 6円	
繰替費(行旅病死亡人費、徴兵検査、入営、召集旅費、雑費)140円	
一時借入金利子(借入金6,500円日歩100円に付3銭5厘)342円	
地方改良費(地方事務研究会負担金外)85円	
滞納処分費 60円	
第15款 予備費	211円

計 28,809円

※歳出臨時部

第1款 役場費	930円
庁費 150円(仮庁舎借り上げ料)	
建物費 50円(掲示板)	
修繕費 730円(仮庁舎修繕費)	
第2款 教育費	200円
建築費 200円(緋牛内校廊下、玄関)	

歳出合計 29,939円